

5－4 第3期介護保険事業（支援）計画に関するQ&A

問1 養護老人ホーム入所者に関するサービス見込量の取扱い如何。

(答)

養護老人ホーム入所者の中での介護保険サービス利用者見込数については、養護老人ホーム入所者のうち、要介護（支援）認定を受ける者の見込数、その中で介護サービスの利用意向がある者の見込数等を勘案して算定する必要がある。

その上で、これらの利用者見込数を、居宅サービスを利用するか、又は、外部サービス利用型の特定施設を利用するかに区分し、サービス量を見込んでいただきたい。

問2 現行の要介護1から要支援2に移行する者の見込方法如何。

(答)

平成17年9月26日全国介護保険担当課長会議において、現行の要介護1のうち、約7～8割の者が予防給付の対象となると仮置きして推計するようお示ししたところである。

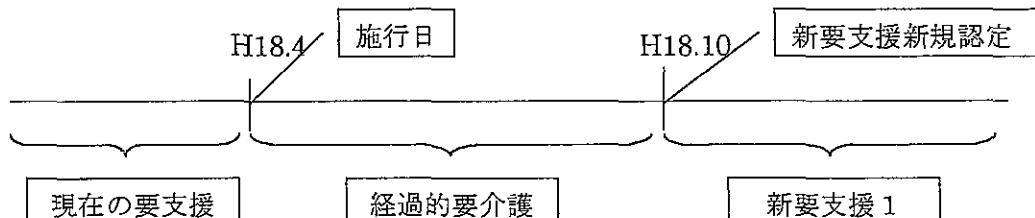
しかしながら、第1次要介護認定モデル事業の結果では、要支援2は約6割であること、現行の要介護1の者については、今後の認定更新時以降に要支援2が順次発生していくことから、介護保険事業計画上の見込みにおいては、経過的に要介護1に残る者も勘案して、平成18～20年度の3カ年平均で60%とすることを参考とし、最終的には第2次要介護認定モデル事業の結果を踏まえ、地域の実情に応じて見込んでいただきたい。

（参考）新予防給付への段階移行について

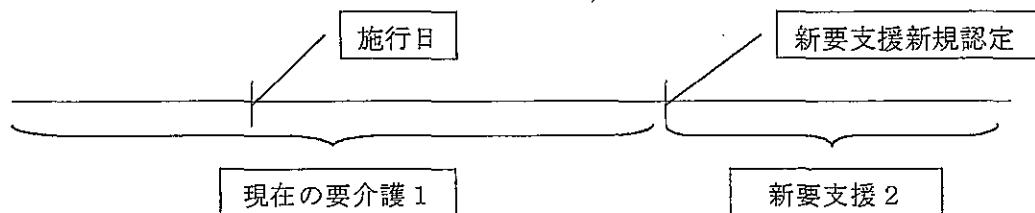
- 改正法附則第8条の規定により、現在の要支援者又は要介護者は平成18年4月1日に新たな方法による要介護認定を受けたものとみなされ、有効期間が満了するまでの間は、経過的に現在の認定区分によりサービスを受けることができる」とされており、有効期間満了後の更新認定から順次新たな要介護認定又は要支援認定を受けることとされている。
- その際、現在の要支援者についても、施行日において要介護認定を受けたものとみなされるため、以降の有効期間内は、「経過的要介護」として、介護給付を受けることができることとされているところである。
(ただし、事業量の見込みに当たっては、予防給付に分類する必要がある。)

- 現在の要支援認定の有効期間は最長で1年間、要介護認定の有効期間は最長で2年間とされており、このため、経過的要介護者がなくなり、新予防給付の対象となる者が新要支援者のみとなるのは、平成20年度からということとなる。

※平成18年9月末に有効期間が満了する現在の要支援者の例

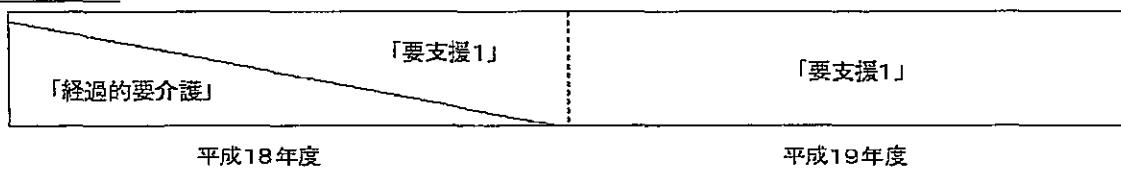


※平成18年9月末に有効期間が満了する現在の要介護1（予防給付に移行することが想定される者とする）の例

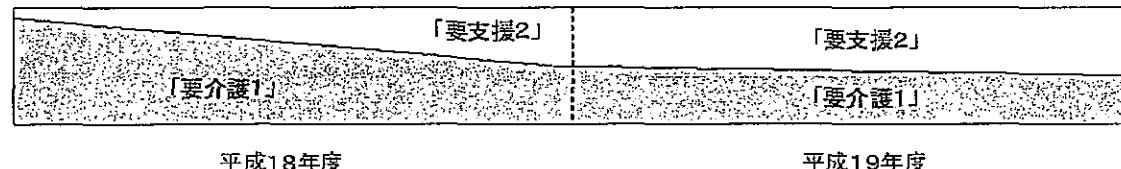


- このため、介護保険事業計画における要支援2の者を見込む場合に、平成18年度及び平成19年度においては、現在の要介護1の者が経過的に残ることとなるため、完全に新予防給付の対象となる新要支援者が出現する場合に比較し、経過的に要介護1に残る者の分を勘案することとなる。

◎要支援



◎要介護1



問3 介護予防通所介護サービスはどの程度見込むべきか。

(答)

現在の予防給付については、訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の利用者が多く見られるが、第3期介護保険事業計画以降は、介護予防通所介護に重点を置くこととなることから、今回の事業量算定に当たっては、こうした介護予防通所介護の利用増を見込量に反映して見込むことが望ましい。

問4 介護保険3施設については、利用見込者数を基に、空床率を加味して必要利用定員総数を算定する予定であるが、統一的な空床率は示すのか。

(答)

第3期介護保険事業計画の策定に当たっては、各施設ごとの全国一律の空床率をお示しすることは考えていない。従って、必要利用定員総数の算定の際には、過去の利用状況等を踏まえて、空床率を設定していくこととなる。

問5 地域密着型サービスの必要利用定員総数について、自市町村管内に限らず、管外（隣町）からの利用者も含めた利用見込者数を基に算定してよいか。

(答)

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の必要利用定員総数については、自市町村の利用見込者数に空床率を加味した上で算定していただくこととなる。

なお、管外からの利用見込者数は、現在入居している者及び新規に当該管外市町村が事業所の所在する隣町の同意を得た上で事業所指定を行う場合も想定し、当該管外市町村の介護保険事業計画において記載されるものである。

問6 介護専用型特定施設を見込むにあたって、9月26日全国課長会議では「現在の入居要件をもって判断」とあるが、判断する際の根拠如何。

(答)

介護保険事業計画上においては、入居案内等の書面により、入居要件として「要介護者（要支援者を除く）であること」（夫婦等で、1人が要介護者、もう1人が要支援者又は非該当者である場合を含む。）が明記されている場合に介護専用型特定施設として見込むこととしていただきたい。

問7 介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護は、37%の中に入らないとしてよいか。

(答)

そのような取扱いでよい。

問8 地域支援事業費の上限率を超えるため、地域支援事業と同種の事業であっても地域支援事業の対象外の事業として行う場合が考えられる。このような事業に係る事業計画への記載方法如何。

(答)

政令で定める上限率を超える事業を介護保険事業計画に記載することについては、各市町村の判断により可能である。